

外商投資企業の届出管理実行後に関係する登記登録業務を
適切に行うことに関する通知
(国家工商行政管理総局)

全文和訳
(曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所), 2016年10月6日版)

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外商投資企業の届出管理実行後に関係する登記登録業務を適切に行うことに関する通知
(工商企注字〔2016〕189号として2016年9月30日発布)

各省・自治区・直轄市及び計画単列市・副省級市の工商行政管理局及び市場監督管理部門 御
中

2016年9月3日、第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議は、「『中華人民共和
国外資企業法』等4件の法律を改正する決定」(中華人民共和國主席令第51号)(以下「法
律改正決定」という。)を採択し、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和國中外合
経営企業法」及び「中華人民共和國中外合作経営企業法」(以下併せて「外資三法」という。)
並びに「中華人民共和國台湾同胞投資保護法」(以下「台湾同胞投資法」という。)の関連す
る行政審査認可条項について改正を行い、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にか
かわらない外商投資企業の設立及び変更を、審査認可から届出管理に改め、2016年10月1
日から実施するとした。「法律改正決定」の円滑な実施を確保し、外商投資企業の登記登録
と外商投資企業の審査認可から届出管理への変更との有効な連携の適切な実施を誠実に
行うため、ここに、関係事項を以下のとおり通知する。

一、思想認識を一つにし、外資法の改正・施行の重要な意義を深く理解する

(一) 外資法の改正・施行は、開放型経済新体制構築のための客観的なニーズである。

中国共産党第18回全国代表大会以来、中国共産党中央委員会及び国務院は、涉外投資に
係る審査認可体制の改革、外商投資に対するプレNT+ネガティブリスト管理モデルの実行
模索、開放型経済新体制の構築促進について、一連の重要な戦略的配備を行ってきた。全
人代常委会が「法律改正決定」を審議採択して、上海・広東・天津・福建の4自由貿易試験区
でのテストを経て成熟した外商投資ネガティブリスト管理モデルを法律へと格上げし、全
国範囲で複製普及を行うとしたことは、我が国の外商投資管理体制の重大な変革であり、我
が国の外商投資の円滑化・規範化水準及び透明度の更なる引上げにとって極めて重要な意
義を有している。

(二) 外資法の改正・施行は、商事制度改革深化のための内的要求である。

工商登記前置審査認可事項の更なる削減は、目下政府職能の転換を大いに推進し、及び商
事制度改革を深化する上での重点業務の1つである。今回、全人代常委会が「法律改正決
定」を審議採択し、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわらない審査認可事項
を届出管理に修正したことは、政府部門の行政簡素化・権限委譲、緩和・規制の結合、サー

外商投資企業の届出管理実行後に関係する登記登録業務を
適切に行うことに関する通知
(国家工商行政管理総局)

全文和訳
(曾我法律事務所(現シティユウワ法律事務所), 2016年10月6日版)

ビスの最適化という改革方向を十分に具現化しており、外資の市場参入ハードルの更なる引下げ、外資参入の行政審査認可コストの減少にプラスに働くもので、我が国が目下商事制度改革を深化させ、ビジネス環境を持続的に改善していく上での内的要求となっている。

(三) 外資法の改正・施行は、工商行政管理業務にもたらされた新任務である。

「法律改正決定」に基づく、外商投資参入許可特別管理措置(以下「ネガティブリスト」という。)を実施するよう国が規定するもの以外の産業において国外投資家が投資を行う場合、商務部門の届出証明は、企業が工商登記を行う際の前置条件ではない。「ネガティブリスト」管理にかかわらない外商投資企業の設立・変更登記申請は、工商行政管理部門が直接受理する。これは、商事制度改革の推進を深めていく際の難関攻略段階において工商行政管理部門にもたらされた新たな任務、新たな課題である。各級の工商行政管理部門は、中国共産党第18回全国代表大会以降における改革の全面的深化及び開放の更なる拡大に関する重要配備を全面的に徹底するという戦略的な高みから、「法律改正決定」の重要な意義を十分に認識し、新情勢・新任務・新要求に主体的に対応し、責任意識を確実に強め、「法律改正決定」の貫徹実施に係る各業務の適切な実施を誠実に行わなければならない。

二、登記行為を規範化し、外商投資企業にスピーディで効率的な市場参入サービスを提供する

(一) 登記管轄を明確にし、外商投資企業の登記管理体制を完全化する。

国は、外商投資企業に対して授權登記管理体制を実行する。外商投資企業の登記管理機関(以下、登記機関という。)は、国家工商行政管理総局及び外商投資企業の登記審査許可権を国家工商行政管理総局から付与された地方の工商・市場監督管理部門(以下、外資被授權局という。)である。「ネガティブリスト」管理にかかわらない外商投資企業の設立、変更(届出)及び抹消登記については、原則として属地管轄を実行し、外商投資企業所在地の最も基層の級の外資被授權局が手続に責任を負う。「ネガティブリスト」管理にかかわる外商投資企業の設立、変更(届出)及び抹消登記については、なお引き続き級別管轄の原則を執行する。

設立済みの外商投資企業の変更登記が「ネガティブリスト」管理にかかわらない場合には、企業は、原登記機関に対して登記を申請するか、又は所在地の最も基層の級の外資被授權局に対して登記を申請するかを自主的に選択することができる。設立済みの外商投資企業の変更登記が「ネガティブリスト」管理にかかわる場合、又は当該回の変更登記において審査認可機関の審査認可権限の調整が発生する場合には、企業は、原登記機関に対して登記を申請するか、又は審査認可機関と同級の外資被授權局に対して登記を申請するかを自主的に選択することができ、同級に外資被授權局がない場合には、1級上の外資被授權局に対して登記を申請することもできる。

省級の登記機関は、現地業務の実情に応じて、管轄区内の異なる級別の外資被授權局の登

外商投資企業の届出管理実行後に関係する登記登録業務を
適切に行うことに関する通知
(国家工商行政管理総局)

全文和訳
(曾我法律事務所(現シティユウワ法律事務所), 2016年10月6日版)

記管轄範囲に対し、適宜調整を行うことができる。法律、行政法規又は規則に、企業登記管轄について特段の定めがある場合には、当該定めに従って処理する。

(二) 登記ルールを明確にし、外商投資企業の登記に係る職責を法により履行する。

国外投資家は、「ネガティブリスト」以外の産業において投資する場合には、登記機関に対して外商投資企業の設立、変更(届出)及び抹消登記を直接申請することができ、商務主管部門が発行した届出証明を提出する必要はない。国外投資家が「ネガティブリスト」内において投資する場合には、当該投資家は、登記機関に対して外商投資企業の設立、変更及び抹消登記を申請する際に、商務主管部門が発行した認可回答及び認可証書を法により提出する。「外商投資企業登記提出資料規範」中の「審査認可機関の認可文書(認可回答及び認可証書副本1)」は、「審査認可機関の認可文書(認可回答及び認可証書副本1)(外商投資参入許可特別管理措置にかかわる企業のみ提供する)」に修正する。

各級の登記機関は、企業登記管理に係る手続規定を厳格に執行し、内外資企業一致の原則に従って審査責任を履行し、登記手続の規範及び審査標準の統一性を確実に保障しなければならない。

(三) 登記を法により規範化し、外商投資企業登記管理規定を正確に適用する。

今回の「法律改正決定」は、外商投資企業の行政審査認可条項に対する調整にのみ及んでいる。各級の登記機関は、外資導入のそれぞれの形式に応じて、相応の法律、行政法規、國務院の決定及び外商投資に関する国のその他の規定を正確に適用しなければならない。

2016年10月1日以前に申請者が商務主管部門の認可回答及び認可証書を既に取得していたが、登記機関において登記登録手続の申請はしていなかった場合には、登記機関は、なお旧「外資三法」及び「台湾同胞投資法」の規定に従って登記登録手続を行う。

國務院が「ネガティブリスト」を發布し、又は發布を認可するまで、登記機関は、なお旧「外資三法」及び「台湾同胞投資法」の規定に従って登記登録手続を行う。

三、組織・指導を強化し、「法律改正決定」の円滑な実施を確保する

(一) 統一的な推進を重んじ、学習・研修及び宣伝・手引きを強化する。

各地は、高度に重視し、統一的に計画し、追跡督促し、着実に具体化して、外商投資企業の登記登録と外商投資企業の審査認可から届出管理への変更との有効な連携を確保しなければならない。多種の形式を通じ、多種の方法を採用して、「法律改正決定」及び「ネガティブリスト」の関係規定についての学習・研修の展開を組織し、登記登録担当職員の外商投資企業へのサービス業務能力を確実に向上させなければならない。各種メディアを十分に利用し、関係する政策の宣伝・解説を適切に行い、企業及び社会が関心を寄せる注目の問題

外商投資企業の届出管理実行後に関係する登記登録業務を
適切に行うことに関する通知
(国家工商行政管理総局)

全文和訳
(曾我法律事務所(現シティユウワ法律事務所), 2016年10月6日版)

に遅滞なく解説・回答及び対応し、外国投資家及び外商投資企業が外資参入に係る様々な管理要求及び登記のプロセスを正しく識別するよう手引きし、外商投資企業の管理新制度の円滑な実施を確保しなければならない。

(二) 情報化手段を運用し、登記登録の作業能率を向上させる。

各地は、近代的情報技術を活用し、企業登記登録業務システムに対し改造・バージョンアップを行い、遅滞なく「ネガティブリスト」目録を組み込み、外商投資企業の登記登録プロセスを行う際の自動注意喚起を実現し、登記の効率を確実に引き上げなければならない。各地は、遅滞なく「法律改正決定」及び「ネガティブリスト」をインターネットにおける登記プラットフォームのポータルにアップロードし、企業が経営範囲を自主的に選択し、登記申請資料を法により提出するよう手引きしなければならない。

各地は、関係部門との連絡・協議を確実に強化しなければならず、外商投資企業の申請事項が「ネガティブリスト」管理にかかわるのか否かについて、又は登記登録にあたり難問難題に遭遇した場合には、同級の発展改革及び商務主管部門の意見を自発的に求め、国の産業の安全性を確実に守らなければならない。

(三) 部門の情報共有提携メカニズムの確立を積極的に進める。

国家企業信用情報公示プラットフォーム建設の全体要求に従い、関係部門との連絡協調を強化し、情報共有メカニズムの確立及び整備を行い、国家企業信用情報公示システム又は企業情報共有プラットフォームを利用して外商投資企業の登記登録情報を遅滞なく掲出し、他の行政管理部門による照会・確認及び後続の監督管理業務の適切な実施に供し、外商投資に係るプレ NT+ネガティブリスト管理モデルの全国範囲での普及定着を共同で推進する。

台湾同胞投資企業及び香港・マカオ同胞投資企業は、上記の要求を参照適用する。

各省・自治区・直轄市及び計画単列市・副省級市の工商・市場監督管理部門は、「法律改正決定」の貫徹実施状況及び執行過程において発見した問題を遅滞なく国家工商行政管理総局の企業登録局(外商投資企業登録局)に報告しなければならない。

国家工商行政管理総局
2016年9月30日

(法令原文名称：关于做好外商投资企业实行备案管理后有关登记注册工作的通知)